# 小美玉市第2次定員適正化計画

平成23年2月

小美玉市 総務部 総務課

## 1. はじめに

小美玉市では、平成19年3月に「小美玉市行財政改革大綱」を策定して、行財政改革への取り組みを進めてきました。

現在、第2次の行財政改革大綱(平成23年度~平成27年度)を策定している段階であり、行財政改革への様々な取り組みをさらに進めようとしております。

その柱の一つである、定員の適正化についても平成19年3月に「定員適正化計画」を策定し、定員の適正化に取り組んできたところです。

その結果、計画期間(平成17年4月1日~平成22年4月1日)の5年間で組織機構の見直しや国保中央病院の指定管理者制度への移行などが奏効し、平成17年4月1日現在の職員数667人から平成22年4月1日までに134人(20.1%)の大幅な削減となりました。その結果、職員数については平成21年4月1日現在の類似団体別職員数の状況と比較すると普通会計部門で44人少なくなり、定員は適正な状況にあるといえます。

しかし、依然として厳しい景気を反映し、小美玉市の財政においても、税収や地方 交付税の伸びはあまり期待できない状況にあり、一方歳出面では義務的経費である 扶助費の増加など、財政環境の厳しさが益々増大しており、徹底した歳出の抑制と 事業の見直しが急務となっております。

このため、事務事業や組織機構の見直し、事務処理の効率化等の取り組みをさら に徹底するとともに、第2次の定員適正化計画を策定して定員管理の適正化に取り 組むことにします。

# 2. 職員数の現状

# (1)部門別職員数の推移

(4月1日現在)

区分		職 員 数(人)					対前年増減数(人)						
		平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
部門		17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
<b>1</b> -=÷	議会	8	8	8	7	6	6				<b>^</b> 1	<b>^</b> 1	
福祉関係を除く	総務	100	111	125	116	109	100	1	11	14	<b>▲</b> 9	<b>▲</b> 7	<b>▲</b> 9
関係	税務	31	21	24	21	23	24	<b>^</b> 1	<b>^</b> 10	3	<b>▲</b> 3	2	1
を吟	労 働												
く	農林水産	29	26	20	21	20	20		<b>▲</b> 3	<b>▲</b> 6	1	<b>^</b> 1	
般	商工	2	3	5	5	5	9	<b>^</b> 1	1	2			4
一般行政	土木	47	35	30	34	39	38	<b>▲</b> 4	<b>▲</b> 12	<b>▲</b> 5	4	5	<b>^</b> 1
政	小 計	217	204	212	204	202	197	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 13	8	▲8	<b>▲</b> 2	<b>▲</b> 5
福	民 生	40	45	46	44	41	41	4	5	1	<b>▲</b> 2	<b>▲</b> 3	
福 祉 関 係	衛 生	31	31	27	31	32	30	<b>^</b> 1		<b>4</b> 4	4	1	<b>^</b> 2
係	小 計	71	76	73	75	73	71	3	5	<b>▲</b> 3	2	<b>▲</b> 2	<b>^</b> 2
一般	一般行政部門計		280	285	279	275	268	<b>^</b> 2	<b>▲</b> 8	5	<b>▲</b> 6	<b>4</b> 4	<b>▲</b> 7
孝	教 育	137	127	121	113	103	103	<b>▲</b> 3	<b>^</b> 10	<b>^</b> 6	<b>▲</b> 8	<b>^</b> 10	
Ý	肖防	110	109	106	107	104	105	<b>^</b> 1	<b>^</b> 1	<b>▲</b> 3	1	<b>▲</b> 3	1
普通	通会計 計	535	516	512	499	482	476	▲10	▲19	<b>▲</b> 4	<b>▲</b> 13	▲17	<b>▲</b> 6
公	病院	62	59	59	10	0		<b>▲</b> 6	<b>▲</b> 3		▲49	<b>^</b> 10	
公営企業等会計部門	水道	14	14	14	14	12	10					<b>▲</b> 2	<b>▲</b> 2
	交 通												
	下水道	23	20	13	15	14	14		<b>▲</b> 3	<b>▲</b> 7	2	<b>^</b> 1	
	その他	33	32	24	27	35	33		<b>^</b> 1	<b>▲</b> 8	3	8	<b>^</b> 2
門	小 計	132	125	110	66	61	57	<b>▲</b> 6	<b>▲</b> 7	<b>▲</b> 15	<b>▲</b> 44	<b>▲</b> 5	<b>4</b> 4
総合計		667	641	622	565	543	533	<b>▲</b> 12	▲26	▲19	<b>▲</b> 57	▲22	▲10

<sup>※</sup>教育には、教育長を含む

# (2)職員の年齢構成(平成22年4月1日現在)

年齢	20 歳未満	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60 歳以上	計
職員数	1人	39 人	161 人	152 人	178 人	2 人	533 人
構成比	0.2%	7.3 %	30.2 %	28.5 %	33.4 %	0.4 %	100 %

※教育長を含む

## (3) 現在の職員数と類似団体との比較

	職	員数の増	減	単純値及び修正値により算出した職員数との比較						
	21. 4. 1	22. 4. 1		単	純値 によ	る比較	修正値 による比較			
大部門	現 在	現 在	増減				,			
	職員数	職員数		単純値	超過数	超過率	修正値	超過数	超過率	
	А	В	В-А	С	D(A-C)	$D/A \times 100$	Е	F (A-E)	$E/A \times 100$	
	人	人	人	人	人	%	人	人	%	
議会	6	6		5	1	16.7	5	1	16.7	
総務	109	100	<b>▲</b> 9	100	9	8.3	102	7	6.4	
税務	23	24	1	26	<b>▲</b> 3	<b>▲</b> 13.0	26	<b>▲</b> 3	<b>▲</b> 13.0	
民生	41	41		104	<b>▲</b> 63	<b>▲</b> 153.7	101	<b>▲</b> 60	<b>▲</b> 146.3	
衛生	32	30	<b>▲</b> 2	37	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 15.6	29	3	9.4	
労働				1	<b>▲</b> 1					
農林水産	20	20		31	<b>▲</b> 11	<b>▲</b> 55.0	27	<b>▲</b> 7	<b>▲</b> 35.0	
商工	5	9	4	12	<b>▲</b> 7	<b>▲</b> 140.0	12	<b>▲</b> 7	<b>▲</b> 140.0	
土木	39	38	<b>▲</b> 1	39		0.0	34	5	12.8	
一般行政計	275	268	<b>▲</b> 7	354	<b>▲</b> 79	▲ 28.7	336	<b>▲</b> 61	<b>▲</b> 22.2	
教育	103	103		90	13	12.6	102	1	1.0	
消防	104	105	1	36	68	65.4	88	16	15.4	
普通会計計	482	476	<b>A</b> 6	479	3	0.6	526	<b>▲</b> 44	<b>▲</b> 9.1	
病院	0	0		■単純値・・・大部門以上での職員数を類型別団体ごとに						
水道	12	10	<b>A</b> 2	算出した人口1万人当たり職員数の平均値						
交通				■修正値・・・当該中部門、小部門に職員を配置している						
下水道	14	14		団体のみを対象とし、中・小部門ごと、及び類						
その他	35	33	<b>A</b> 2	型別団体ごとに、算出した人口1万人当たりの						
公営企業等会計	61	57	<b>A</b> 4	職員数の平均値						
合計	543	533	<b>▲</b> 10	■教育には、教育長を含む						

類似団体職員数の状況は、すべての市区町村を対象にして、その人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)の2つの要素を基準として、いくつかのグループに分け、グループに属する市区町村の職員数とその人口をそれぞれ合計して、グループごとに人口1万人当たりの職員数を算出し、そのグループを類似団体として職員数の比較をするものです。

したがって、グループごとに算出した人口1万人当たりの職員数は、そのグループに属する類似団体の人口1万人当たり職員数の平均値(加重平均値)ということになります。

なお、他の市区町村との比較を行う観点から、実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門は除外し、普通会計部門の職員を対象にしています。

その人数(修正値)と比較しますと小美玉市の職員数は、一般行政部門で61人下回っていますが、教育部門では1人、消防については16人上回っている状況です。

## 3. 定員適正化計画の基本方針

小美玉市の職員数は、類似団体と比較すると少ない状況になっており、比較は平成21年度の数値で行っていますので平成22年度の数値では、さらに職員数の減が見込まれます。

厳しい経済状況の下で、限られた人材や財源の中で、新たな住民ニーズに対応していく ためには、簡素で効率的・効果的な行政運営の確立を目指し、定員適正化を進めていく必 要があります。

さらに、定員適正化に当たっては、単なる人員削減ではなく、効率的な公共サービスの提供という地方自治の目的の下、社会状況の変化に伴う新たな住民ニーズに柔軟に対応できるよう、これからの公共サービスをどのように提供していくのかを再構築する中で、進めていくことが重要となります。

## 定員適正化計画について

#### (1)計画期間

平成23年4月1日から平成26年4月1日までの3年間を計画期間としますが、期間の途中にかかわらず、随時経過の見直しを行います。

## (2)目標職員数

平成22年4月1日現在の職員数533人を平成26年4月1日までに、30人を減員し、503人にします。

#### (3) 定員適正化の考え方

今後の職員の退職状況を踏まえ、平成19年3月に策定した第1次の定員適正化計画の基本方針を継承していくものとします。

- ①技能労務職員の採用抑制 技能労務職の退職者不補充を推進します。
- ②事務事業の見直し 新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、事務事業の見直しを行います。

## ③民間委託と指定管理者の活用

行政と民間との役割分担を確立し、効率的で質の高いサービスを実施するため、民間委託を推進するとともに、指定管理者制度の積極的な活用を図ります。

# 定員適正化計画の目標

1)計画期間

平成23年4月1日~平成26年4月1日

2)目標値

削減目標値 5.63%

平成22年4月1日現在 533人

平成26年度までに30人減

平成26年4月1日時点 503人

# ○今後の部門別職員数の増減

(各年4月1日現在、単位:人)

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	
	減員		<b>▲</b> 12	<b>A</b> 5	<b>A</b> 5	<b>▲</b> 11	▲33
,你几么子工好	増員		5	4	5	8	22
一般行政	差引		<b>A</b> 7	<b>1</b>	0	<b>A</b> 3	<b>▲</b> 11
	職員数	268	261	260	260	257	257
	減員		<b>▲</b> 12	<b>A</b> 5	<b>A</b> 4	<b>A</b> 5	▲26
特別行政	増員		4	2	1	5	12
(教育・消防)	差引		▲ 8	<b>A</b> 3	<b>A</b> 3	0	<b>▲</b> 14
	職員数	208	200	197	194	194	194
	減員		<b>A</b> 5	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>A</b> 3	<b>▲</b> 10
八半人米然	増員		2	1	1	1	5
公営企業等	差引		<b>A</b> 3	0	0	<b>A</b> 2	<b>A</b> 5
	職員数	57	54	54	54	52	52
合 計	減員		▲29	<b>▲</b> 11	<b>▲</b> 10	<b>▲</b> 19	<b>▲</b> 69
	増員		11	7	7	14	39
	差引		<b>▲</b> 18	<b>4</b> 4	<b>A</b> 3	<b>A</b> 5	▲30
	職員数	533	515	511	508	503	503

※教育長を含む